

社会参加への第一歩！ 気軽に相談してみよう

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします

社会参加のための施設(地域活動支援センター)を活用しよう！

那覇市では、障がい者本人や家族が安心して、いきいきとした日常生活を送り、社会参加を営むことが出来るよう、相談支援を行っています。

＜相談支援の内容＞

- ①在宅福祉サービスの利用援助
- ②社会生活力を高めるための相談支援
- ③社会資源を活用するための相談支援
- ④ピアカウンセリング（障がい者相談員）
- ⑤権利を擁護するための相談支援
- ⑥その他、必要な情報提供…など

下記の相談支援事業所へお気軽にご相談下さい。

那覇市障がい者生活支援センター「ゆいゆい」 ゆいゆい ゆんたく相談室(ピアカウンセリング)

住所：那覇市金城3-5-4
那覇市総合福祉センター2階
電話：(098) 891-8454

活動内容：主に身体障がい者の相談を受け、障がい者自身が力を高めていくための相談・支援を行い、その支援の過程の中で、当事者相談（ピアカウンセリング）の活用、専門機関との連携・相談を実施しています。

地域生活支援センター「Enjoy」(エンジョイ)

住所：浦添市前田1004-9
電話：(098) 877-0552

活動内容：主に知的障がい児（者）に対する相談を受けていますが、その他障がいの相談でも必要に応じて、他の相談支援事業所と連携しています。社会資源を有効活用するために各関係機関との調整及び助言、当事者の集まり、障がいに関する勉強会もっております。どのような事でもお気軽にご相談下さい。

那覇市精神障害者地域生活支援センター「なんくる」

住所：那覇市古波蔵4-7-7 2階
電話：(098) 836-6970

活動内容：主に精神障がい者の相談を受け、就労・住居・病気・薬等の相談、又は関係機関との連絡調整・活用できる社会資源の情報提供。当事者相談のピアカウンセリング(月・水・金)や家族相談(月・金)、情報交換の場を設け、自立に繋がる支援を実施しています。

さぼーとせんたー「i」(あい)

住所：那覇市真地224-1 コーポ桂101
電話：(098) 889-5955

活動内容：主に心身障がい児（者）の相談を受け、発達相談・支援、療育相談・支援、家族支援を行っています。ここに来れば気持ち良くなる、仲間がいる、元気になれる、また明日から頑張ろうって気持ちになれる。そんな支援を心がけています。

＜沖縄県委託事業所＞ ※就労に関する相談

しごと・せいかつ支援センター「群星」(むりぶし)

住所：那覇市古島12-1 ピアパレス黒潮3階
電話：(098) 941-5008

活動内容：障がいをお持ちの方へ就職の支援や、生活のサポートをしています。求職登録や履歴書の指導、面接、その他には就職した方の作業性を高めたり、良い対人関係を築く支援を行います。又、職業生活を維持していく上で大切な日常生活の指導や自立に向けた支援、余暇活動の支援も行っています。就職したいという相談がありましたら、お気軽にご相談下さい。

悩まずにまずご相談下さい。



自分の持っている力を活かしたい、自信をつけて一般企業に就職したいと思っている人が行くところってあるの？

那覇市には、14か所の地域活動支援センターⅢ型事業所があります。事業所に通所し創作活動や生産活動、社会との交流を多く持つことで障がいを持った方の社会適応能力の向上を図り、一般就労等の社会参加をめざします。興味のある方、ボランティアの方大歓迎です。

1. ふいーんど・ぱわー(牧志在)

☎(098) 862-3061

活動内容：パソコン、ヨガ、英会話、コミュニケーション講座、がんしな・しめ縄づくり、小物づくり、ラウンジ運営(調理・配膳等)

時間：9:00～17:00
休日：土・日曜日、祝祭日

◎パソコン操作などの技術を身につけ「自立したい！社会参加したい！」と考えている障がいをお持ちの方などを支援しています。障がいの有無、種類に関わらず社会参加の方法や活動内容について色々な可能性を探しながら活動しています。

4. ハンディーサポートふれんど(牧志在)

☎(098) 862-9567

活動内容：那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業、名刺印刷等。お手玉等の小物作り、企業からの下請け作業等

時間：10:00～17:00
休日：土・日曜日

◎18歳～63歳までの幅広い年齢層と幅広い作業内容で活動(エンジョイ)しています。

7. なは(古島在)

☎(098) 885-5667

活動内容：那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業、箱作りや公園清掃等の作業、リサイクル品回収、手工芸品作り。

時間：9:00～17:00
休日：土・日曜日

◎「自宅から通所できる就労の場を確保し、社会参加を促進しよう!」を目的とし、就労訓練、生活指導を通して、自立に向けての支援を行っています。活動の中で、仕事に対する責任や、仲間と共に働く楽しさ、レクや文化活動、また交流会へも参加するなど、活気にあふれる楽しい「職場」となっています。

9. ソーシャルクラブブーンず(与儀在)

☎(098) 835-9800

活動内容：企業の下請け、小物作り。土曜日午前中は料理、午後はアートビーンズ(絵画、粘土作成などの創作活動)をしています。月1回(月曜日)はボーリングなどのレクリエーション活動を行っています。

時間：9:00～17:00
休日：水曜日・日曜日

◎自分の扉を開き、いろいろな出会いを楽しみませんか?一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

12. 首里(首里当蔵町在)

☎(098) 885-9239

活動内容：商品の小袋分け、食品袋詰め、那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業、運動会等

時間：9:00～17:00
休日：土・日・祝祭日

◎能力に応じた作業訓練や生活指導によって、仕事に対する興味と自信を持たせ、仲間同士で協力し合い、いきいきと働ける喜びを感じる、活気に満ちた場所です。「自分で働いて得た賃金で交通費と弁当代の支払いをさせたい」という目標で頑張っています。

2. ゆいま〜(楚辺在)

☎(098) 836-6050

活動内容：ゆいクッキーの製造・委託販売、割り箸作業、箱折作業、那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業など

時間：9:00～17:00
休日：土・日曜日

◎所員の能力に合わせた作業方式で「ゆいクッキー」を製造しています。毎月1回リフレッシュデー(ボウリング、カラオケ、グランドゴルフ)やクッキングデーと名付けた野外活動も行っています。

5. 一粒の麦(松川在)

☎(098) 884-4155

活動内容：手工芸、障害者美術展や公民館祭りへの参加等。

時間：8:30～16:30
休日：土・日曜日

◎地域における障がい者等へ、創作的活動、生産活動、社会交流の機会を提供し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めています。また、地域との結び付きを重視しています。

8. はんたびあ(繁多川在)

☎(098) 832-2555

活動内容：調理実習、喫茶店やリサイクルショップの営業、生活支援、就労に関する相談、生活相談

時間：9:00～15:00
休日：土・日
◎私たちのテーマは、障がい者、ひきこもり、不登校の方に充実した作業環境、余暇スペースを提供することです。10月より日中の活動と夜間の活動に二分化されます(昼間の部9:00～15:00 夜間の部15:00～21:00 喫茶店の営業)。

10. ソーシャルハウスあごら(首里桃原町在)

☎(098) 887-7071

活動内容：お店「茶房あごら」の営業(月～金11:30～19:00)、毎週金曜午後は創作ルームを開設。「不登校・ひきこもり」を考える会やあごらシネマ(映画上映)。

時間：9:00～17:00
休日：土・日

◎フリースペースも開設(月～金9:00～17:00)しています。遊びにいらしてください。

13. ナカヤ(小禄在)

☎(098) 957-7161

活動内容：受託作業(袋詰め等)、那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業、自主製品製作、バザーなど。

時間：9:00～16:00
休日：土日曜日

◎障がいがあっても住み慣れた地域が生活の場となるよう個々のニーズに合った生活と就労を支援しています。障がいの違いを認め助け合い、それぞれの出来ることを伸ばしていくことで、達成感・充実感を味わい生き生きとした心豊かな生活が送れるようサポートしています。

3. ふれあいセンター(楚辺在)

☎(098) 833-9139

活動内容：クロネコメール便配達、パン・お米等の宅配や出張販売、名刺作成、清掃作業

時間：9:00～17:00
(土曜日は14:00～18:00)

休日：日曜日
◎「障がいを持ちながらも自立と納得のいく社会参加をめざす」が目標です。経験や興味を活かせる豊富なメニューが好評です。毎週金曜日に行われる「那覇のつどい」ではテーマに沿って自由に意見交流します。

6. まあ〜じ(真地在)

☎(098) 834-8853

活動内容：畑仕事(無農薬野菜作り)、パン販売、リサイクル品回収作業、那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業など

時間：8:00～17:00
休日：土・日曜日

◎地域交流会を開催し畑で取れた野菜を使った手料理を地域の方々ふるまうなど地域に根ざした活動をしています。

11. いりむい(首里末吉町在)

☎(098) 885-9552

活動内容：民芸品の下請け作業(オリジナル製品)毎週木曜日の午前音楽療法、2か月に1回程度の外出活動。

時間：9:00～17:00
休日：土・日

◎那覇市旧末吉消防署を改修した建物を利用して平成17年4月から活動を始め、他の日中活動事業や児童の活動へも参加し交流を図っています。

14. ふくぎ(田原在)

☎(098) 859-4020

活動内容：お土産品の袋詰めや値段付け、那覇市リサイクルプラザでビンの分別作業など。

時間：9:00～16:00
休日：土・日曜日

◎ジャスコ近くの田原公園の中にあります。毎月の調理実習や誕生会、昼休みのエイサー、1～2か月に1度の季節に応じたレクリエーションなども計画しています。

ここでは、障害者自立支援法の施行により始まった新しい事業、また、施行後の改正点について説明します。

お問い合わせ 障害福祉課 ☎862-3275

*自立支援医療・障害福祉サービス・補装具の利用者負担(自己負担)が一部変わりました

①自立支援医療を受けたときの自己負担上限について

(ア) 所得による上限
世帯の所得に応じて以下の区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村住民税非課税世帯で障がいの年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市町村住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市町村住民税課税世帯で市町村住民税額(所得割)が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	市町村住民税課税世帯で市町村住民税額(所得割)が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外

(イ) 高額治療継続者の上限
所得の低い人以外でも、「重度かつ継続」(継続的に相当額の医療費負担が発生する人)の場合には、「①所得による上限」とは別に上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
市町村住民税課税で市町村住民税額(所得割)が3万3千円未満	5,000円	
市町村住民税課税で市町村住民税額(所得割)が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円	
市町村住民税課税で市町村住民税額(所得割)が23万5千円以上	20,000円	

②障害福祉サービスを利用したときの利用負担について

原則として費用の1割を支払いますが、負担が重くなりすぎないようにしています。

(ア) 利用者負担の上限
所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	市町村住民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市町村住民税課税世帯の人	37,200円

(イ) 通所施設・在宅サービス利用者等への利用者負担軽減措置
低所得1、低所得2、一般(市町村住民税所得割額の世帯合算額が16万円未満の世帯)の区分のうち、一定の要件を満たす場合は利用者負担額の上限が軽減されます。

(ウ) 入所者等の個別減免
入所施設やグループホームを利用している低所得者のうち、一定の要件を満たす場合は、個別の減免制度があります。

(エ) その他の負担軽減制度
高額障害福祉サービス費や特定障害者特別給付費の支給があります。また利用者負担のために生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象ではなくなるまで負担を軽減します。

③補装具支給を受けたときの利用負担について

補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を負担、9割を市が負担します。支給を受ける場合は、市へ申請し、承認を受ける必要があります。
※利用者負担の上限は、②の(ア)と同じです。但し、世帯の中に市町村住民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

＜お問い合わせ＞
障害福祉課(那覇市役所本庁2階 ①番窓口)
☎862-3275 FAX 862-0621